

第2回意見交換会における御意見等

＜原料の管理等＞

- ・ 原料の多様化や原料流通の複雑化により、肥料生産の最終段階での原材料の確認が難しくなっており、原材料を適切に管理する仕組みが必要【河野委員】。
- ・ 原料の配合が正しく行われることが重要であり、原料帳簿による記録は品質管理の根幹である。肥料配合の適正性は、分析では確認できないことから、肥料の製造設計書、製造指示書、保証票、原料受払簿、肥料袋の表示の確認のほか、製造工程の確認が必要【小林委員代理】。
- ・ 有機質原料の割合について、有機化成肥料は乾燥工程を経るため製造設計書での算出が難しく、表示に当たってのルールを定める必要【小林委員代理】。
- ・ 副産物資源の発生元は肥料メーカーではなく、必ずしも肥料に対する理解が十分でないため、肥料の品質確保のためには発生元とのコミュニケーションが重要。肥料成分の量と有効性の評価や製造工程での重金属等の混入リスクの確認などが必要【浅野委員】。
- ・ 副産物資源を柔軟に活用する観点から、肥料原料として使用できる副産物を明確化し公開すべき。併せて、副産物資源の肥料利用に関するアドバイザーや窓口を行政に設置してはどうか。なお、堆肥を活用したいが、肥料原料となりうる堆肥がどこにあるのか把握するのが困難【水谷委員】。
- ・ 肥料の適正製造規範（GMP）の導入につながるような制度見直しにすべき【松永委員】。

＜原料の表示等＞

- ・ 保証票は、原料変更の都度、包材の表示変更コストが発生する。生産者が求める品質に関する情報が分かれば良く、原料表示を含めて簡素化すべき。別途、特定の農家のニーズに応じた詳細な説明は可能【浅野委員】。
- ・ 保証票の表示は必要最小限としつつも、詳細な原料情報を求められた場合には個別に開示できるような仕組みを考えていく必要【佛田委員】。
- ・ 表示の簡素化は実用的であるが、差別化しにくくなる側面もある【水谷委員】。
- ・ 自ら施肥設計を行う農家は、原料表示を必要としている。特に窒素については、その由来原料が分かるようにする必要【佛田委員】。
- ・ 農家にとって、窒素を保証する原料が有機由来なのか尿素由来なのかがわかることが重要。指定配合肥料についても、登録肥料と同様、窒素全量を保証する原料のみ表示する方が、農家が施肥を行う際の参考となるのではないかと【小林委員代理】。
- ・ 肥料の使用者は、①肥料を重要な資材と考え、原料の製法を含めて詳細に確認する人、②多少なりともどんな原料が使用されているかを確認する人、③肥料成分が含まれていれば良しとする人の三種に分かれる。①と②の人が増えていくようにすべきであり、これらの人達から問合せがあった場合に肥料生産業者がすぐに情報提供できる

ようすべき【佛田委員、松永委員】。

＜微量要素や緩効性の表示等＞

- ・ 緩効性については、温度、水分、土壌等の条件を揃えれば、統一的な評価が可能。ただし、土壌中での緩効性の効果発現メカニズムは肥料銘柄毎に異なるので、標準土壌を1つに決めて緩効性を比較する場合には、それぞれの効果発現メカニズムを考慮する必要がある【斎藤委員】。
- ・ 被覆肥料のための表示基準を策定することは賛成。配合タイプの場合は、肥料の組合せを考慮した評価や被覆肥料の配合割合の表示が必要【小林委員代理】。
- ・ 農家のニーズを踏まえて成分表示事項を改めて検討する必要がある、例えば、りん酸について、農家は可溶性りん酸濃度を参考としているため、内成分である水溶性りん酸は堆肥と同様に成分表示で十分ではないか【小林委員代理】。
- ・ 北海道の畑作等では欠乏する微量要素を施用して収量向上につなげる取組も出てきている。今後はこうした取組を他の地域でも行うことが重要になるであろう。微量要素の表示は重要。収量増加は結果的にコスト削減につながる。以前はほう素と肥料を別々に散布していたが、現在は省力化の観点からほう素を含む配合肥料を使っており、有機質肥料だけでなく配合肥料においても微量要素の表示は重要【佛田委員】。

＜肥料の配合ルールの見直し＞

- ・ 庭先配合に当たっては、農家が持参した原材料によって肥料の品質の問題が生じた場合に、生産業者の責任問題に発展しないよう、リスクや責任関係をあらかじめ明確にするよう留意すべき【水谷委員】。
- ・ 通常の商取引の観点から責任の所在を明確にすべき【松永委員】。
- ・ 農家の委託を受けて庭先配合を行う業者に届出を課すことや、庭先配合のリスクに関し情報共有できる仕組みを検討してはどうか【佛田委員】。
- ・ 機動的に生産できるよう指定配合肥料の届出時期を見直すべき【水谷委員】。

＜制度に係るその他のご意見＞

- ・ サンプルング法や分析誤差を含め肥料の分析法についてさらに周知するべき【斎藤委員】。
- ・ 保証成分や有害成分の中には、規格の必要性を再検討すべきものもある【斎藤委員】。
- ・ 届出事項の変更届出の提出期限を延長できないか【斎藤委員】。

＜体制整備等の制度以外の課題＞

- ・ 農家は減肥の必要性は理解しているが、例えばりん酸など過剰となっている成分を完全に削減することには抵抗感があることから、さらに減肥を後押しするような施策が必要【河野委員】。
- ・ 堆肥の広域流通には、ペレット化や混合堆肥複合肥料の普及が有効。北海道のような広大な畑作体系ではかえってコストがかかる場合もあるが、野菜作には有効かもしれない【河野委員】。

- ・ 有機質肥料や堆肥は「善」で化学肥料は「悪」という消費者の誤解を払拭する努力や情報提供が必要【松永委員】。化学肥料の安全性を引き続き PR していきたい【斎藤委員】。
- ・ 有機物を使いさえすれば土づくりになるとの誤解もあるが、物理性の改善や微量元素の活用等に総合的に取り組んではじめて効果的な土づくりになることを普及啓発する必要。大型機械を用いた耕作による土壌の物理性の悪化も課題【金田委員、松永委員】。
- ・ 土壌の状態の推移、土づくりや土壌の改善の取組等のデータの収集・解析が必要。また、様々な研究機関が行った肥料や土壌に関する有用な研究成果を、農家や消費者にも分かるような内容や用語で情報共有するようなデータベース等を作成してはどうか【金田委員、松永委員】。
- ・ 肥料を使う農家の知識、判断力向上などの取組が必要。これに伴い発生する新たなコストを、農産物の品質確保のためには負担する必要がある旨を消費者に理解してもらう必要【松永委員】。
- ・ 情報提供は、対象者に合わせた内容や方法で行わないと正確に情報は伝わらない【上田委員代理】。
- ・ 特別栽培農産物の有機原料由来の施肥量の基準は、各都道府県の施肥基準等に基づいて策定されているが、農家によっては実態に合わない基準がある【佛田委員】。
- ・ 特別栽培農産物に係る表示ガイドラインについて、有機原料由来の窒素の計算方法などが定まっていないので一定のものが定められないか【小林委員代理】。